第十八条の三中「第十五条の八第三項第二号」を「第十五条の十三第三項第二号」に改める。

第二十八条の二及び第二十八条の三第一項中「第五十六条の二の二第二項」を「第五十六条の二の二第三項」に改める。

第六号の二様式中「第56条の２の２第２項」を「第56条の２の２第３項」に改める。

（港湾の施設の技術上の基準を定める省令の一部改正）

第二条　港湾の施設の技術上の基準を定める省令（平成十九年国土交通省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「維持管理計画等」の下に「（点検に関する事項を含む。）」を加え、同条第三項中「ついての」の下に「定期及び臨時の」を加え、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

４　技術基準対象施設の維持に当たっては、前項の結果その他の当該施設の適切な維持に必要な事項の記録及び保存を適切に行うものとする。

附　則

（施行期日）

この省令は、港湾法の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年十二月一日）から施行する。

○国土交通省令第九十二号

海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法（平成二十五年法律第七十五号）の規定に基づき、海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行規則を次のように定める。

平成二十五年十一月二十九日　　国土交通大臣　太田　昭宏

海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行規則

（定義）

第一条　この省令において使用する用語は、海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（海賊行為の対象となるおそれが大きい船舶の要件）

第二条　法第二条第四号の国土交通省令で定める要件は、次のとおりとする。

一　満載状態において、推進機関をその連続最大出力で運転し船舶を航行させた場合の当該船舶の速力が十八ノット未満であること。

二　暴露甲板その他の人が船舶に侵入することが可能な場所から満載喫水線までの最小の垂直距離が十六メートル未満であること。

（海賊行為による被害を低減するために必要な措置）

第三条　法第二条第四号の国土交通省令で定める措置は、次のとおりとする。

一　乗組員及び乗船している者が避難するための堅固な構造を有する区画であって、ＶＨＦ無線電話、インマルサット無線電話等の外部との通信手段が確保されているものを設けていること。

二　船舷の上端に沿って船体の全周に設置することにより人の侵入を防止する有刺線その他これに類するものを備え付けていること。

（特定警備計画の認定の申請等）

第四条　法第四条第一項の規定により特定警備計画が適当である旨の認定を受けようとする特定日本船舶の所有者は、第一号様式による申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

２　前項の申請書には、次に掲げる書類、図面及び写真を添付しなければならない。

一　申請者に係る次に掲げる書類

イ　住民票の写し又はこれに代わる書類（法人にあっては、登記事項証明書）

ロ　法人にあっては、その業務を行う役員の住民票の写し（役員が法人である場合には、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書類

ハ　法第四条第三項第四号イからハまでのいずれにも該当しない者であることを証する書類

二　特定日本船舶に係る次に掲げる書類、図面及び写真

イ　船舶の国籍及び船舶所有者を証する書類

ロ　一般配置図

ハ　第二条各号に掲げる要件を満たしていることを証する書類

ニ　前条各号に掲げる措置を講じていることを証する書類及び写真

三　小銃等の管理に係る次に掲げる書類、図面及び写真

イ　小銃等の保管のための設備（以下「保管設備」という。）の位置及び構造を示す図面及び写真

ロ　第六条第二号ニ(1)及び(2)に該当する船長を選任することを誓約する書類

四　法第四条第二項第四号に規定する事業者（以下「特定警備予定事業者」という。）に係る次に掲げる書類

イ　住民票の写し（法人にあっては、定款及び登記事項証明書）又はこれらに代わる書類

ロ　法人にあっては、その業務を行う役員の住民票の写し（役員が法人である場合には、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書類

ハ　特定警備に従事する者に対する特定警備予定事業者による教育訓練の内容及び方法を示す書類

ニ　医師が作成した診断書であって、特定警備予定事業者（法人にあっては、その業務を行う役員）が法第七条第二号ロ又はハのいずれにも該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているもの

ホ　第七条第二号イ（法第七条第二号イからハまでに係るものを除く。）からハまでのいずれにも該当しない者であることを証する書類

ヘ　第八条第一号に規定する保険の契約に係る契約書の写し又はこれに代わる書類

五　特定警備の実施の方法に係る次に掲げる書類、図面及び写真

イ　申請者が特定警備予定事業者との間で締結した契約であって、特定警備の実施を内容とするものに係る契約書の写し又はこれに代わる書類

ロ　特定警備に係る次に掲げる図面

(1)　特定日本船舶の航路図

(2)　小銃等の積卸しの場所を示す図面

ハ　特定警備の用に供する小銃の側面及び当該小銃に打刻された製造番号を写した写真

３　国土交通大臣は、法第四条第一項の規定による認定をしたときは、認定番号及び認定年月日を申請者に通知するものとする。

（特定警備計画のその他の記載事項）

第五条　法第四条第二項第六号の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　申請者が法人である場合には、その業務を行う役員の氏名又は名称

二　特定日本船舶の予定貨物

三　計画期間

（小銃等の管理が適切に行われるために必要な基準）

第六条　法第四条第三項第二号（法第五条第三項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　保管設備が、次に掲げる要件を備えていること。

イ　堅固な金属製ロッカーその他これと同等程度に堅固な構造を有するものであること。

ロ　確実に施錠できる錠を備えていること。

ハ　管理上支障のない場所にあること。

ニ　容易に持ち運びができないこと。